

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和8年1月14日

分任支出負担行為担当官

四国地方整備局 四国山地砂防事務所長 平澤 良輔

1. 業務概要

- 1) 業務名 令和7－8年度 四国山地地すべり対策事業効果検討業務
(電子入札及び電子契約対象案件)

- 2) 業務内容 四国山地砂防事務所では、善徳地区（徳島県）、怒田・八畝地区（高知県）において地すべり対策を実施しており、「善徳地区地すべり対策検討委員会」及び「怒田・八畝地区地すべり対策検討委員会」（以降、「委員会」と呼ぶ）を設立し、有識者より助言・提言をいただきながら事業を推進しているところである。令和7年度においても、善徳地区及び怒田・八畝地区について委員会を開催し、両地区の現状を報告し、今後の事業方針について助言・提言を得ることとしている。

本業務は、上記のような経緯を踏まえて善徳地区及び怒田・八畝地区の地すべり機構や対策工の効果等について解析・評価等を行うとともに、令和8年度に実施予定の委員会の開催について補助し、今後の事業実施方針及び課題について取りまとめることを目的とする。

また、善徳地区及び怒田・八畝地区における直轄地すべり対策事業について事業効果資料を作成するものである。

主な業務内容は、以下のとおりである。

- ・資料収集整理 1式
- ・現地調査 1式
- ・対策工の効果評価 1式
- ・今後の対策方針の検討 1式
- ・事業効果検討資料の作成 1式
- ・委員会資料作成及び運営補助 1式
- ・総合検討 1式
- ・報告書作成 1式

- 3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

- 4) 本業務は、提出資料、入札等を原則として電子入札システムで行う対象業務である。

- 5) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量

の制限等」の試行業務である。

- 6) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。
- 7) 本業務は、技術提案の作成・審査に関わる事務手続きの負担軽減を目的とした試行業務である。
- 8) 本業務は、企業及び技術者の資格、経験及び能力等に係る各項目の自己評価を参考資料として参加表明書に添付して提出を求める試行業務である。

2. 参加資格

技術提案書の提出者を選定するため、本手続への参加を希望する者は、参加表明書を提出しなければならない。

なお、技術提案書の提出者は、（１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は（２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

（１）単体企業

- 〔１〕 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
- 〔２〕 四国地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けている者であること。
- 〔３〕 参加表明書の提出期限の日から見積日までの期間に、四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。
- 〔４〕 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。
- 〔５〕 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 〔６〕 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（業務説明書参照）。なお、本業務に参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者を技術提案書の提出者として選定しない。

（２）設計共同体

（１）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年４月１日付け四国地方整備局長、URL:<https://www.skr.mlit.go.jp/menu/nyusatu.html>）に示すところにより四国地

方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を技術提案書の提出の時までに受けている者であること。

なお、設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合は、技術提案書の提出期限までに指名停止措置を受けた会社に代わる構成員を補充したうえで、新たに設計共同体としての資格の認定及び競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

1) 同種又は類似業務等の実績

下記〔1〕若しくは〔2〕の実績を有すること。

〔1〕同種業務：地すべり対策事業の事業効果検討に関する業務

〔2〕類似業務：地すべり対策計画を検討した業務

2) 配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況

配置予定管理（主任）技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績は、1）に示す実績を有すること。

3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4) 過去の業務成績、業務表彰等の有無

4. 技術提案書を特定するための評価基準

1) 技術職員の経験及び能力

配置予定技術者の資格、同種又は類似業務等の実施内容、手持ち業務の状況、担当した業務の業務成績、技術者表彰の有無

2) 特定テーマの技術提案

説明書の理解度、特定テーマに対する技術提案

5. 手続等

1) 担当部局

〒779-4806 徳島県三好市井川町西井川68-1

四国地方整備局 四国山地砂防事務所 総務課

電話 0883-72-5400（直通）

2) 説明書の交付期間及び交付方法

令和8年1月14日から令和8年2月19日までの閉庁日を除く午前9時00分から午後6時00分まで、電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

電子入札システムのURLは、次のとおりである。

<https://www.e-bisc.go.jp/>

3) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和８年１月１５日から令和８年１月２９日までの閉庁日を除く午前９時００分から午後５時００分まで（最終日は午後４時００分まで）に、原則として電子入札システムにより提出すること。

４）技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和８年２月６日から令和８年２月２０日までの閉庁日を除く午前９時００分から午後５時００分まで（最終日は午後４時００分まで）に、原則として電子入札システムにより提出すること。

６．その他

- １）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ２）契約保証金 免除
- ３）契約書作成の要否 要
- ４）関連情報を入手するための照会窓口 上記５．１）に同じ。
- ５）上記２に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は設計共同体としての資格の認定を受けていない者（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- ６）詳細は説明書による。